

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年8月16日
【四半期会計期間】	第72期第1四半期（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）
【会社名】	株式会社ディスコ
【英訳名】	DISCO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 関家 一馬
【本店の所在の場所】	東京都大田区大森北二丁目13番11号
【電話番号】	(03)4590-1111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役サポート本部長 田村 隆夫
【最寄りの連絡場所】	東京都大田区大森北二丁目13番11号
【電話番号】	(03)4590-1099(IR室直通)
【事務連絡者氏名】	取締役サポート本部長 田村 隆夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第71期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第72期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第71期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 6月30日	自平成22年 4月1日 至平成22年 6月30日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
売上高(百万円)	9,256	24,057	61,730
経常利益又は経常損失() (百万円)	1,197	4,338	4,560
四半期(当期)純利益又は四半期 純損失()(百万円)	902	2,841	2,470
純資産額(百万円)	85,109	90,090	88,091
総資産額(百万円)	121,036	128,126	124,313
1株当たり純資産額(円)	2,514.86	2,657.81	2,599.69
1株当たり四半期(当期)純利益 金額又は1株当たり四半期純損失 金額()(円)	26.86	84.54	73.51
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額(円)	-	80.16	72.19
自己資本比率(%)	69.8	69.7	70.3
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	659	4,918	11,017
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	13,532	627	13,950
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	336	3,332	15,411
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高(百万円)	20,194	16,997	15,247
従業員数(人)	2,484	2,509	2,465

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 第71期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載していません。

3. 売上高は消費税等抜きで表示しております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間（以下、当期）において、当社グループ（当社および当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。
なお、当期からセグメント情報の事業区分を変更しております。変更の内容については、「第5 経理の状況
1 四半期連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

（1）連結会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数（人）	2,509 (1,050)
---------	---------------

- （注）1．従業員数は就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員数は（ ）内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。
- 2．臨時従業員数には、契約社員（嘱託、準社員およびパートタイマー等の臨時社員）を含み、人材会社からの派遣社員は除いております。

（2）提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数（人）	1,687 (926)
---------	-------------

- （注）1．従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時従業員数は（ ）内に当第1四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。
- 2．臨時従業員数には、契約社員（嘱託、準社員およびパートタイマー等の臨時社員）を含み、人材会社からの派遣社員は除いております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	前年同四半期比(%)
精密加工システム事業(百万円)	20,722	-
精密加工部品事業(百万円)	363	-
産業用研削製品事業(百万円)	255	-
合計(百万円)	21,341	-

- (注) 1. 金額は販売価格によっており、セグメント間の内部振替前の数値によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当第1四半期連結会計期間における受注状況をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同四半期比(%)	受注残高(百万円)	前年同四半期比(%)
精密加工システム事業	25,078	-	9,583	-
精密加工部品事業	658	-	470	-
産業用研削製品事業	399	-	109	-
合計	26,136	-	10,163	-

- (注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	前年同四半期比(%)
精密加工システム事業(百万円)	23,020	-
精密加工部品事業(百万円)	640	-
産業用研削製品事業(百万円)	397	-
合計(百万円)	24,057	-

- (注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

（1）業績の状況

当第1四半期連結会計期間（以下、当期）の半導体業界は、スマートフォンやタブレットPCをはじめとする最終製品需要に牽引され、アジア地区を中心に好況に湧く状態となりました。半導体の需給状況はひっ迫し、メーカ各社は大規模な設備投資を次々に行いました。

当社グループはこのような事業環境に合わせ、生産能力を拡充しながら市場の需要増加に積極的に対応してまいりました。

以上の結果、当期の業績は売上高240億57百万円（前年同期比159.9%増）、営業利益41億36百万円（前年同期は11億42百万円の損失）、経常利益43億38百万円（同11億97百万円の損失）、四半期純利益28億41百万円（同9億2百万円の損失）となりました。

報告セグメントの業績は次のとおりであります。

精密加工システム事業

当事業は、主に国内外の半導体や電子部品メーカーなどの製造業向けに精密加工装置および精密加工ツールの製造・販売を行っています。

当期において、精密切断装置の売上高は過去最高となりました。レーザソーの販売数は堅調に推移し、ブレードダイサはIC向けおよびパッケージシンギュレーション向けの売上が大幅に伸長しました。精密研削装置では、メモリ向けウェーハ薄化用途での出荷が急速に回復しました。精密加工ツールは、顧客の生産設備の稼働率が高水準に推移しているため、堅調な売上高となりました。

以上の結果、当期の業績は、売上高230億20百万円、セグメント利益46億91百万円となりました。

精密加工部品事業

当事業は、電子・光学・医療分野向けに金属・ガラス・シリコン等の精密加工部品の製造、販売を行っております。

主力の映像機器市場向けのガラス基板製品売上高は、プロジェクタ向け製品の需要増加が引き続き拡大しており、好調に推移しています。また、通信市場向けヒートシンクは、国内市場の回復により堅調な売上となりました。以上の結果、売上高は6億40百万円、セグメント利益は61百万円となりました。

産業用研削製品事業

当事業は、自動車および電子部品向けなどの一般砥石、土木・建築業界および各種製造業向けの産業用ダイヤモンド工具の製造・販売を行っています。

当期の業績は、売上高3億97百万円、セグメント利益45百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当期末の現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は、前期末から17億50百万円増加し169億97百万円となりました。「営業活動によるキャッシュ・フロー」と「投資活動によるキャッシュ・フロー」を合算したフリー・キャッシュ・フローは、55億45百万円となりました。なお、当期における各キャッシュ・フローの状況と要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動で得られた資金は49億18百万円（前年同期比645.3%増）となりました。これは税金等調整前四半期純利益が42億75百万円となったほか、減価償却費13億58百万円などの資金増加によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、得られた資金は6億27百万円（前年同期は135億32百万円の支出）となりました。これは主に茅野工場等有形固定資産の取得による支出23億36百万円があった一方で、定期預金の払戻による収入30億円があったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動で支出した資金は33億32百万円（前年同期比890.4%増）となりました。これは主に借入金の返済による合計30億円の資金支出を行ったことによるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当期において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当期におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、20億92百万円となりました。なお、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末において計画中であった重要な設備の拡充、改修について完了したものは、次のとおりであります。また、それ以外の計画の変更及び新たに確定した重要な計画はありません。

前連結会計年度末に計画しておりました茅野工場の電動機他生産設備の増設については、平成22年6月に完了し、6月末から操業を開始しております。これにより、同工場の生産能力は増加しました。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	72,000,000
計	72,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成22年8月16日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	34,004,418	34,004,418	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	34,004,418	34,004,418	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成22年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使(2014年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の転換を含む。)により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成16年6月24日定時株主総会決議及び平成16年7月27日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	116
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	11,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1(注)
新株予約権の行使期間	自平成16年7月28日 至平成36年6月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた取締役は、退職慰労金に代えて、 当社の取締役を退任(再任された場合は含まない。)した後 に限り、行使できる。ただし、平成35年7月27日より前に割 当を受けた取締役が当社の取締役の地位を退任しなかつた 場合、その取締役は同日以降行使期間満了までの間、新株予 約権を行使することができる。 また、割当を受けた取締役が死亡した場合は、その相続人が これを行使できる。 (退職慰労金制度は平成16年に廃止。)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡をするには、当社取締役会の承認を要す る。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

平成16年 6月24日定時株主総会決議及び平成16年10月21日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	443
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	44,300
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 4,730 (注)
新株予約権の行使期間	自 平成18年10月30日 至 平成24年10月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,730 資本組入額 2,365
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)または当社子会社の取締役もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合にはこの限りでない。 また、新株予約権者が死亡した場合は、その相続人がこれを行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は原則として認めない。 なお、新株予約権の譲渡をするには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

平成17年6月24日定時株主総会決議及び平成17年7月21日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	121
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1(注)
新株予約権の行使期間	自平成17年7月22日 至平成37年7月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた取締役は、退職慰労金に代えて、当社の取締役を退任(再任された場合は含まない。)した後に限り、行使できる。ただし、平成36年7月31日より前に割当を受けた取締役が当社の取締役の地位を退任しなかった場合、その取締役は同日以降行使期間満了までの間、新株予約権を行使することができる。</p> <p>また、割当を受けた取締役が死亡した場合は、その相続人がこれを行使できる。</p> <p>(退職慰労金制度は平成16年に廃止。)</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡をするには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

平成17年6月24日定時株主総会決議及び平成17年10月26日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	972
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	97,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 5,162 (注)
新株予約権の行使期間	自 平成19年11月5日 至 平成25年11月4日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,162 資本組入額 2,581
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)または当社子会社の取締役もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合にはこの限りでない。 また、新株予約権者が死亡した場合は、その相続人がこれを行使できる。
また新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は原則として認めない。 なお、新株予約権の譲渡をするには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みにに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。
平成18年6月23日定時株主総会決議及び平成18年7月20日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	88
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1(注)1
新株予約権の行使期間	自平成18年8月12日 至平成38年8月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,932(注)2 資本組入額 2,966
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた取締役は、退職慰労金に代えて、当社の取締役を退任(再任された場合は含まない。)した後に限り、行使できる。ただし、平成37年8月31日より前に割当を受けた取締役が当社の取締役の地位を退任しなかった場合、その取締役は同日以降行使期間満了までの間、新株予約権を行使することができる。 また、割当を受けた取締役が死亡した場合は、その相続人がこれを行使できる。 (退職慰労金制度は平成16年に廃止。)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡をするには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 発行価格は、新株予約権の払込金額5,931円と行使時の払込金額1円を合算しております。

なお、新株予約権の払込金額5,931円については、当社取締役の当社に対する報酬債権と相殺されます。

平成18年 6月23日定時株主総会決議及び平成18年10月25日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	228
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	22,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 7,616 (注)1
新株予約権の行使期間	自平成20年11月10日 至平成26年11月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 9,542 (注)2 資本組入額 (注)3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)または当社子会社の取締役もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合にはこの限りでない。 また、新株予約権者が死亡した場合は、その相続人がこれを行行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は原則として認めない。 なお、新株予約権の譲渡をするには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 発行価格は、新株予約権の払込金額1,926円と行使時の払込金額7,616円を合算しております。

なお、新株予約権の払込金額1,926円については、当社取締役の当社に対する報酬債権と相殺されます。

3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額といたします。

平成18年 6月23日定時株主総会決議及び平成18年10月25日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	599
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	59,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 7,616 (注)1
新株予約権の行使期間	自 平成20年11月10日 至 平成26年11月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 7,616 (注)2 資本組入額 (注)3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)または当社子会社の取締役もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合にはこの限りでない。 また、新株予約権者が死亡した場合は、その相続人がこれを行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は原則として認めない。 なお、新株予約権の譲渡をするには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 当社従業員、当社子会社取締役および従業員に対する新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は行使時の払込金額と同額であります。

3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額といたします。

平成19年 7月24日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	89
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1(注)1
新株予約権の行使期間	自平成19年8月9日 至平成39年8月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 6,490(注)2 資本組入額 3,245
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた取締役は、退職慰労金に代えて、 当社の取締役を退任(再任された場合は含まない。)した後 に限り、行使できる。ただし、平成38年7月31日より前に割 当を受けた取締役が当社の取締役の地位を退任しなかつた 場合、その取締役は同日以降行使期間満了までの間、新株予 約権を行使することができる。 また、割当を受けた取締役が死亡した場合は、その相続人が これを行使できる。 (退職慰労金制度は平成16年に廃止。)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡をするには、当社取締役会の承認を要す る。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 発行価格は、新株予約権の払込金額6,489円と行使時の払込金額1円を合算しております。

なお、新株予約権の払込金額6,489円については、当社取締役の当社に対する報酬債権と相殺されます。

平成19年10月25日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	308
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	30,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 7,327 (注)1
新株予約権の行使期間	自平成21年11月10日 至平成27年11月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 8,812 (注)2 資本組入額 (注)3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)または当社子会社の取締役もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合にはこの限りでない。 また、新株予約権者が死亡した場合は、その相続人がこれを行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は原則として認めない。 なお、新株予約権の譲渡をするには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 発行価格は、新株予約権の払込金額1,485円と行使時の払込金額7,327円を合算しております。

なお、新株予約権の払込金額1,485円については、当社取締役の当社に対する報酬債権と相殺されます。

3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額といたします。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「組織再編成対象会社」という。)の新株予約権を交付することといたします。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、組織再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとしていたします。組織再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社株主総会の承認を受けた場合に限るものといたします。

平成19年6月22日定時株主総会決議及び平成19年10月25日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	695
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	69,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 7,327 (注)1
新株予約権の行使期間	自平成21年11月10日 至平成27年11月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 7,327 (注)2 資本組入額 (注)3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)または当社子会社の取締役もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合にはこの限りでない。 また、新株予約権者が死亡した場合は、その相続人がこれを行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は原則として認めない。 なお、新株予約権の譲渡をするには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 当社従業員、当社子会社取締役および従業員に対する新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は行使時の払込金額と同額であります。
3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。
(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額といたします。
4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「組織再編成対象会社」という。)の新株予約権を交付することといたします。
この場合においては、残存新株予約権は消滅し、組織再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものといたします。組織再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社株主総会の承認を受けた場合に限るものといたします。

平成20年 7月29日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	140
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	14,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1(注)1
新株予約権の行使期間	自平成20年8月14日 至平成40年8月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,781(注)2 資本組入額 1,891
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた取締役は、退職慰労金に代えて、 当社の取締役を退任(再任された場合は含まない。)した後 に限り、行使できる。ただし、平成39年7月31日より前に割 当を受けた取締役が当社の取締役の地位を退任しなかつた 場合、その取締役は同日以降行使期間満了までの間、新株予 約権を行使することができる。 また、割当を受けた取締役が死亡した場合は、その相続人が これを行使できる。 (退職慰労金制度は平成16年に廃止。)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡をするには、当社取締役会の承認を要す る。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 発行価格は、新株予約権の払込金額3,780円と行使時の払込金額1円を合算しております。

なお、新株予約権の払込金額3,780円については、当社取締役の当社に対する報酬債権と相殺されます。

平成20年10月28日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	834
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	83,400
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 2,583 (注)1
新株予約権の行使期間	自 平成22年11月13日 至 平成28年11月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,184 (注)2 資本組入額 (注)3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)または当社子会社の取締役もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合にはこの限りでない。 また、新株予約権者が死亡した場合は、その相続人がこれを行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は原則として認めない。 なお、新株予約権の譲渡をするには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 発行価格は、新株予約権の払込金額601円と行使時の払込金額2,583円を合算しております。

なお、新株予約権の払込金額601円については、当社取締役の当社に対する報酬債権と相殺されます。

3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額といたします。

平成20年 6月24日定時株主総会決議及び平成20年10月28日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	807
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	80,700
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 2,583 (注)1
新株予約権の行使期間	自 平成22年11月13日 至 平成28年11月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,583 (注)2 資本組入額 (注)3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)または当社子会社の取締役もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合にはこの限りでない。 また、新株予約権者が死亡した場合は、その相続人がこれを行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は原則として認めない。 なお、新株予約権の譲渡をするには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 当社従業員、当社子会社取締役および従業員に対する新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は行使時の払込金額と同額であります。

3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額といたします。

平成21年 7月22日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	156
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	15,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1 (注)1
新株予約権の行使期間	自平成21年8月7日 至平成41年8月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,359 (注)2 資本組入額 2,180
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた取締役は、退職慰労金に代えて、 当社の取締役を退任(再任された場合は含まない。)した後 に限り、行使できる。ただし、平成40年7月31日より前に割 当を受けた取締役が当社の取締役の地位を退任しなかった 場合、その取締役は同日以降行使期間満了までの間、新株予 約権を行使することができる。 また、割当を受けた取締役が死亡した場合は、その相続人が これを行使できる。 (退職慰労金制度は平成16年に廃止。)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡をするには、当社取締役会の承認を要す る。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 発行価格は、新株予約権の払込金額4,358円と行使時の払込金額1円を合算しております。

なお、新株予約権の払込金額4,358円については、当社取締役の当社に対する報酬債権と相殺されます。

平成21年10月29日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	299
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	29,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 5,853 (注)1
新株予約権の行使期間	自 平成23年11月14日 至 平成29年11月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 7,442 (注)2 資本組入額 (注)3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)または当社子会社の取締役もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合にはこの限りでない。 また、新株予約権者が死亡した場合は、その相続人がこれを行行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は原則として認めない。 なお、新株予約権の譲渡をするには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 発行価格は、新株予約権の払込金額1,589円と行使時の払込金額5,853円を合算しております。

なお、新株予約権の払込金額1,589円については、当社取締役の当社に対する報酬債権と相殺されます。

3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額といたします。

平成21年6月23日定時株主総会決議及び平成21年10月29日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	733
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	73,300
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 5,853 (注)1
新株予約権の行使期間	自平成23年11月14日 至平成29年11月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,853 (注)2 資本組入額 (注)3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)または当社子会社の取締役もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合にはこの限りでない。 また、新株予約権者が死亡した場合は、その相続人がこれを行行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は原則として認めない。 なお、新株予約権の譲渡をするには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 当社従業員、当社子会社取締役および従業員に対する新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は行使時の払込金額と同額であります。

3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額といたします。

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

2014年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債 平成21年11月26日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権付社債の残高(百万円)	10,000
新株予約権の数(個)	2,000個および代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を500万円を除いた個数の合計数
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,636,393 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	6,111 (注)2
新株予約権の行使期間	自平成22年1月4日 至平成26年12月2日 (行使請求受付場所現地時間)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)3
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできない。
代用払込みに関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を
(注)2. 記載の転換価額で除した数とします。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行いません。

2. 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行または当社の保有する当社普通株式を処分する場合、下記の算式により調整されます。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいいます。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割または併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整されます。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とします。

4. 該当事項はありません。ただし、各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とします。

5.(イ) 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとします。ただし、かかる承継および交付については、()その時点で適用のある法律上実行可能であり、()そのための仕組みが既に構築されているかまたは構築可能であり、かつ、()当社または承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とします。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとします。本(イ)に記載の当社の努力義務は、承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を当社が財務代理人に対して交付する場合、適用されません。「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債および/または本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいいます。

(ロ) 上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとします。

新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とします。

新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とします。

新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記()または()に従います。

なお、転換価額は上記(注)2.と同様の調整に服します。

()合併、株式交換または株式移転の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定めます。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券またはその他の財産が交付される場合は、当該証券または財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにします。

()上記以外の組織再編等の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定めます。

新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とします。

新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日（場合によりその14日後以内の日）から、本新株予約権の行使期間の満了日までとします。

その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。

組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行います。

その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行いません。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できないものとします。

(ハ) 当社は、上記(イ)の定めに従い本社債に基づく当社の義務を承継会社等に引き受けまたは承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従います。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減 額(百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成22年4月1日～ 平成22年6月30日	-	34,004,418	-	14,517	-	15,599

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 397,300	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 33,534,900	335,349	-
単元未満株式	普通株式 72,218	-	-
発行済株式総数	34,004,418	-	-
総株主の議決権	-	335,349	-

【自己株式等】

平成22年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社ディスコ	東京都大田区大森北 二丁目13番11号	397,300	-	397,300	1.17
計	-	397,300	-	397,300	1.17

(注) 当第1四半期末現在、自己名義所有は株式396,400株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合1.17%)であります。

なお、他人名義の株式は所有しておりません。

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月
最高(円)	6,800	6,560	6,730
最低(円)	5,750	5,420	5,580

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員の状態】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表についてはあずさ監査法人による四半期レビューを受け、また、当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表については有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となっております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	16,997	18,247
受取手形及び売掛金	25,594	23,087
商品及び製品	5,301	5,007
仕掛品	6,520	5,920
原材料及び貯蔵品	8,649	7,612
その他	3,069	3,113
貸倒引当金	54	63
流動資産合計	66,078	62,926
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	31,305	28,933
土地	12,779	12,794
その他(純額)	10,268	11,950
有形固定資産合計	54,353	53,678
無形固定資産		
投資その他の資産	739	756
その他	6,967	6,968
貸倒引当金	33	38
投資その他の資産合計	6,933	6,929
固定資産合計	62,026	61,364
繰延資産	21	22
資産合計	128,126	124,313

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	15,281	12,557
短期借入金	-	1,000
未払法人税等	1,519	403
賞与引当金	1,284	1,851
その他の引当金	271	258
その他	8,141	6,713
流動負債合計	26,497	22,784
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	10,000	10,000
長期借入金	-	2,000
引当金	890	815
負ののれん	97	119
その他	551	501
固定負債合計	11,538	13,437
負債合計	38,036	36,221
純資産の部		
株主資本		
資本金	14,517	14,517
資本剰余金	15,606	15,604
利益剰余金	61,646	59,141
自己株式	1,063	1,065
株主資本合計	90,707	88,197
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	6	11
為替換算調整勘定	1,390	841
評価・換算差額等合計	1,383	829
新株予約権	629	589
少数株主持分	136	134
純資産合計	90,090	88,091
負債純資産合計	128,126	124,313

(2)【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
売上高	9,256	24,057
売上原価	5,333	12,748
売上総利益	3,922	11,308
販売費及び一般管理費	5,065	7,172
営業利益又は営業損失()	1,142	4,136
営業外収益		
受取利息	8	15
負ののれん償却額	22	22
持分法による投資利益	4	27
為替差益	-	116
その他	39	40
営業外収益合計	74	221
営業外費用		
支払利息	92	11
売上割引	-	5
為替差損	15	-
その他	22	1
営業外費用合計	129	18
経常利益又は経常損失()	1,197	4,338
特別利益		
固定資産売却益	0	8
貸倒引当金戻入額	3	9
その他	1	1
特別利益合計	5	19
特別損失		
固定資産除売却損	8	13
特別退職金	79	25
一時帰休費用	165	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	33
その他	-	9
特別損失合計	254	82
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失()	1,447	4,275
法人税、住民税及び事業税	77	1,425
法人税等調整額	616	7
法人税等合計	539	1,432
少数株主損益調整前四半期純利益	-	2,842
少数株主利益又は少数株主損失()	5	1
四半期純利益又は四半期純損失()	902	2,841

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	1,447	4,275
減価償却費	1,189	1,358
負ののれん償却額	22	22
持分法による投資損益(は益)	4	27
貸倒引当金の増減額(は減少)	4	5
賞与引当金の増減額(は減少)	682	558
有形固定資産除売却損益(は益)	7	3
受取利息及び受取配当金	12	20
支払利息	92	11
売上債権の増減額(は増加)	26	2,947
たな卸資産の増減額(は増加)	1,105	2,006
仕入債務の増減額(は減少)	558	2,882
その他	1,109	2,279
小計	747	5,222
利息及び配当金の受取額	10	27
利息の支払額	23	9
法人税等の支払額	74	321
営業活動によるキャッシュ・フロー	659	4,918
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	4,170	2,336
有形固定資産の売却による収入	32	7
無形固定資産の取得による支出	21	24
定期預金の預入による支出	9,400	-
定期預金の払戻による収入	-	3,000
その他	25	18
投資活動によるキャッシュ・フロー	13,532	627
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	-	1,000
長期借入金の返済による支出	-	2,000
配当金の支払額	336	336
その他	-	4
財務活動によるキャッシュ・フロー	336	3,332
現金及び現金同等物に係る換算差額	14	463
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	13,223	1,750
現金及び現金同等物の期首残高	33,418	15,247
現金及び現金同等物の四半期末残高	20,194	16,997

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
会計処理基準に関する事項 の変更	(資産除去債務に関する会計基準の適用) 当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、営業利益及び経常利益は、0百万円、税金等調整前四半期純利益は、34百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は35百万円であります。

【表示方法の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
(四半期連結損益計算書関係)	
1. 前第1四半期連結累計期間まで、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「売上割引」は、営業外費用総額の100分の20を超えたため、当第1四半期連結累計期間より区分掲記することにしました。なお、前第1四半期連結累計期間における営業外費用の「その他」に含まれている「売上割引」は2百万円であります。	
2. 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等」の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。	

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1. たな卸資産の評価方法	当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関して、実地棚卸を省略し前連結会計年度に係る実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定しております。
2. 固定資産の減価償却費の算定方法	固定資産の減価償却費の算定に関して、定率法を採用している資産については連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して計算する方法によっております。
3. 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	法人税等の納付税額の算定に関して、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。また、繰延税金資産の回収可能性の判断に関して、前連結会計年度末以降に経営環境等に著しい変化がなく、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合には、前連結会計年度決算において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっており、前連結会計年度末以降に経営環境等に著しい変化があるか、または、一時差異等の発生状況に著しい変化が認められた場合には、前連結会計年度決算において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングに当該著しい変化の影響を加味したものを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1.有形固定資産の減価償却累計額 28,445百万円	1.有形固定資産の減価償却累計額 27,548百万円

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 (1) 給料及び賞与 1,081百万円 (2) 賞与引当金繰入額 293百万円 (3) 研究開発費 1,711百万円	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 (1) 給料及び賞与 1,313百万円 (2) 賞与引当金繰入額 580百万円 (3) 研究開発費 2,086百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年6月30日現在) 現金及び預金勘定 29,594百万円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 9,400百万円 現金及び現金同等物 20,194百万円	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年6月30日現在) 現金及び預金勘定 16,997百万円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 - 百万円 現金及び現金同等物 16,997百万円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数
普通株式 34,004千株

2. 自己株式の種類及び株式数
普通株式 396千株

3. 新株予約権等に関する事項
ストック・オプションとしての新株予約権
新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 629百万円

4. 配当に関する事項
配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	336	10	平成22年3月31日	平成22年6月28日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)

	電子業界関連製品事業 (百万円)	産業用研削製品事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	8,946	286	22	9,256	-	9,256
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	9	13	22	(22)	-
計	8,946	296	36	9,279	(22)	9,256
営業損失()	511	37	38	587	(555)	1,142

(注) 1. 事業区分の方法

製品を主として販売市場の類似性を基準として区分する方法によっております。

2. 各事業区分の主要製品

- (1) 電子業界関連製品事業.....〔精密加工装置〕ダイシングソー、レーザソー、グラインダ、ポリリッシャ、ドライエッチャ、サーフェスプレーナー
〔精密加工ツール〕ダイシングブレード、グラインディングホイール、ドライポリッシングホイール
〔精密電子部品〕
- (2) 産業用研削製品事業.....ダイヤモンドホイール、研削切断砥石等
- (3) その他事業.....ソフト開発等

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	ヨーロッパ (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	5,711	738	1,753	1,053	9,256	-	9,256
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	2,092	15	201	9	2,318	(2,318)	-
計	7,803	754	1,954	1,062	11,574	(2,318)	9,256
営業利益又は営業損失()	894	10	96	138	668	(473)	1,142

(注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。

2. 本邦以外の区分に属する国又は地域の主な内訳は次のとおりであります。

- (1) 北米.....米国
- (2) アジア.....シンガポール、マレーシア、タイ、中国、韓国、台湾
- (3) ヨーロッパ.....ドイツ、フランス、イギリス

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年6月30日）

	北米	アジア	ヨーロッパ	計
海外売上高（百万円）	803	5,221	760	6,785
連結売上高（百万円）	-	-	-	9,256
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	8.7	56.4	8.2	73.3

- （注）1．国又は地域は、地理的近接度により区分しております。
2．各区分に属する国又は地域の主な内訳は次のとおりであります。
（1）北米.....米国
（2）アジア.....シンガポール、マレーシア、タイ、中国、韓国、台湾
（3）ヨーロッパ.....ドイツ、フランス、イギリス
3．海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【セグメント情報】

1．報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社グループは、製品を主とした販売市場の類似性を基準としたセグメント単位で、国内および海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。したがって、当社グループは、「精密加工システム事業」、「精密加工部品事業」および「産業用研削製品事業」の3つを報告セグメントとしております。「精密加工システム事業」は、主に国内外の半導体や電子部品メーカーなどの製造業向けに精密加工装置および精密加工ツールの製造・販売を行っております。「精密加工部品事業」は、電子・光学・医療分野向けに金属・ガラス・シリコン等の精密加工部品の製造・販売を行っております。「産業用研削製品事業」は、自動車および電子部品向けなどの一般砥石、土木・建築業界および各種製造業向けの産業用ダイヤモンド工具の製造・販売を行っております。

2．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年6月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				調整額 （注）1	四半期連結 損益計算書 計上額 （注）2
	精密加工システム事業	精密加工部品事業	産業用研削製品事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	23,020	640	397	24,057	-	24,057
セグメント間の内部売上高 又は振替高	9	47	10	67	67	-
計	23,029	687	407	24,124	67	24,057
セグメント利益	4,691	61	45	4,798	662	4,136

- （注）1．セグメント利益の調整額 662百万円には、セグメント間取引消去13百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 675百万円が含まれております。
2．セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3．報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

（追加情報）

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(金融商品関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

デリバティブ取引が企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

	四半期連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
ヘッジ会計が適用されていないもの	768	768	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	768	768	-

- (注) 1. 取引によって生じた、正味の債権・債務は純額で表示しております。
2. 時価については、取引先金融機関から提示された価格によっております。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

企業集団の事業の運営において重要なものとなっていないため、記載は省略しております。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

対象物の種類が通貨であるデリバティブ取引が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

対象物の種類	取引の種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
通貨	為替予約取引(売建)	16,845	768	768

(注) 時価については、取引先金融機関等から提示された価格によっております。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)

四半期連結財務諸表への影響額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

資産除去債務の四半期連結貸借対照表計上額は、当連結会計期間の期首と比較して、著しい変動が認められないため記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

注記すべき重要な賃貸等不動産はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 2,657.81円	1株当たり純資産額 2,599.69円

2. 1株当たり四半期純利益(損失)金額等

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額 26.86円	1株当たり四半期純利益金額 84.54円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 80.16円

(注) 1株当たり四半期純利益(損失)金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純利益(損失)金額		
四半期純利益又は四半期純損失() (百万円)	902	2,841
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失() (百万円)	902	2,841
期中平均株式数(千株)	33,604	33,607
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	-	1,837
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	
平成22年7月21日開催の当社取締役会において、会社法第238条および第240条の規定に基づき、当社の取締役に対し、平成16年6月に廃止した取締役の退職慰労金に代えて、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てることおよびその内容について下記のとおり決議いたしました。	
(1)新株予約権の数	112個
(2)新株予約権の目的となる株式の数	11,200株
(3)新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
(4)新株予約権の発行価額	4,694円 発行価格は、新株予約権の払込金額4,693円と行使時の払込金額1円を合算しております。 なお、新株予約権の払込金額4,693円については、当社取締役の当社に対する報酬債権と相殺されます。
(5)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権1個当たり100円とする。
(6)新株予約権の行使期間	自平成22年8月6日 至平成42年8月5日
(7)新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうち資本組入額	新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
(8)新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた取締役は、退職慰労金に代えて、当社の取締役を退任(再任された場合は含まない。)した後に限り、行使できる。ただし、平成41年7月31日より前に割当を受けた取締役が当社の取締役の地位を退任しなかった場合、その取締役は同日以降行使期間満了までの間、新株予約権を行使することができる。 また、割当を受けた取締役が死亡した場合は、その相続人がこれを行使できる。
(9)新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡をするには、当社取締役会の承認を要する。

(リース取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

取引残高に前連結会計年度の末日に比べて著しい変動がないため、記載を省略しております。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月14日

株式会社ディスコ
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 椎名 弘 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 富永 淳浩 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ディスコの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ディスコ及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 8月16日

株式会社ディスコ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 椎名 弘 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 富永 淳浩 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ディスコの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ディスコ及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。